


Q 生産情報公表JAS規格ってなに？
どんな規格なの？

A 牛肉・豚肉や農産物において、消費者が
生産情報を確認できる安心の印です。

消費者の「食」に対する信頼回復を図るため、「食卓から生産まで」顔の見える仕組みを整備する一環として、食品の生産情報について事業者が消費者に正確に伝える仕組みを第三者機関（登録認定機関）が認証するJAS規格制度のことで、

認定機関名



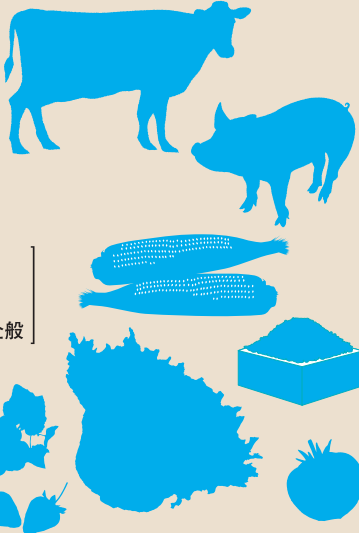
Q どんな食品についてるの？

A 牛肉、豚肉、そして平成17年からは農産物に
制定されました。

牛肉
平成15年12月より施行

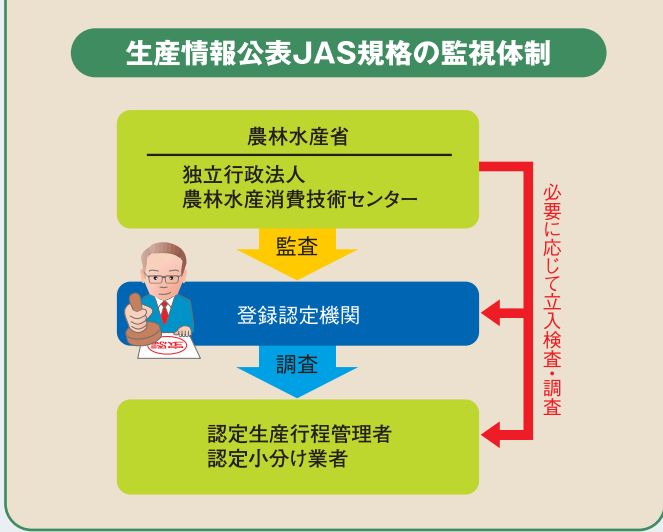
豚肉
平成16年7月より施行

農産物
米
豆類
野菜
果実 等の生鮮の農産物全般
平成17年7月より施行



Q 監視体制は、大丈夫？

A 認証後も登録認定機関が定期的に調査を実施します。また必要に応じ、農林水産省の立入検査等が行われます。



- 各地方農政局 等
- 東北農政局 TEL : 022(263)1111 (代)
 - 関東農政局 TEL : 048(600)0600 (代)
 - 北陸農政局 TEL : 076(263)2161 (代)
 - 東海農政局 TEL : 052(201)7271 (代)
 - 近畿農政局 TEL : 075(451)9161 (代)
 - 中国四国農政局 TEL : 086(224)4511 (代)
 - 九州農政局 TEL : 096(353)3561 (代)
 - 沖縄総合事務局
 - 農林水産部消費・安全課 TEL : 098(866)0156 (代)
 - 北海道農政事務所 TEL : 011(642)5490 (直)
 - 農林水産省表示・規格課 TEL : 03(3502)8111 (代)
- 各農政事務所においても、受け付けています。
★ホームページアドレス <http://www.maff.go.jp> (農林水産省)

独立行政法人 農林水産消費技術センター

本部 TEL : 048(600)2350 (代)
★ホームページアドレス <http://www.cfqlcs.go.jp/>
(農林水産消費技術センターは農林水産省所轄の独立行政法人です)



食卓から産地までの 顔が見える安心のしくみ

JAS
認定機関名

この矢印がデザインされたJASマークは、
生産情報公表JAS規格に適合した
食品に付けられるマークです。食卓から
産地の生産情報が確認できます。

Q

生産情報はどうすれば
見ることができるの？



A

商品のラベルに表記されている生産情報の
公表方法より入手することができます。
インターネットなどで詳細な情報にアクセスできます。

【農産物の場合】

農産物識別番号

消費者が購入する農産物の
生産情報を正確に記録・保持
するために農産物ごとに識別
番号をつけ管理します。

自宅のパソコンや店頭等で農産物識別番号を
確認することにより生産情報にアクセスできます。



生産情報の公表の方法



生産情報は、この項目に表示
されている方法で確認できます。
インターネットまたはFAXや
店頭表示にて公表されている
場合もあります。

その他の食品表示、JAS規格に関しては下記をご参照ください

農林水産省HP「食品表示とJAS規格」
<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyajasindex.htm>

Q

生産情報を見ると
どんなことがわかるの？



A

誰が、どこで、どのように生産したか
(生産情報)が詳細にわかるから安心です！

【農産物の場合】



どこで収穫されたの？

生産者の住所、氏名や連絡先、
ほ場の所在地がわかります。

いつ収穫されたの？

収穫された時期がわかります。

どのように栽培されたの？

農薬の種類と使用回数、
肥料の種類とその施用量、等
※化学合成農薬・化学肥料について、削減割合が
公表されている場合もあります。

その他(任意情報)

生産者の任意で栽培方法、品種、生産者
の顔写真などの情報についても、公表
されている場合があります。

【牛肉・豚肉の場合】



どういう牛・豚なの？

個体識別番号、出生年月日等がわかります。

誰が生産したの？

管理者の名称、と畜者の名称等がわかります。

どこで生産されたの？

飼養施設、と畜場の所在地がわかります。

どのように生産したの？

給餌飼料、動物医薬品の使用等がわかります。

牛肉・豚肉のJAS規格に関しては
左記のホームページをご参照ください

Q

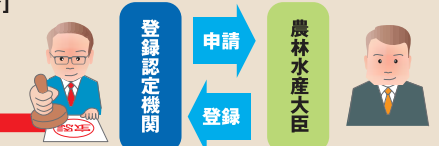
どんな仕組みなの？



A

公正、中立な第三者機関
(登録認定機関)がきちんと確認しています。

【農産物の場合】



登録認定機関は、生産農家及び販売業者等が定められた
基準に従って適切に業務を行っているかを調査し、認証します。
また、認証後も定期的に調査を実施します。

認定



生産情報の記録・保管・公表



認定生産行程管理者
(生産農家等)

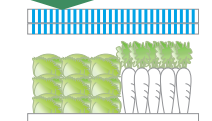
生産情報の伝達

JASマークを付けて販売

認定



販売業者



認定小分け業者
(販売業者等)

生産情報の伝達

JASマークを付けて販売

消費者



FAX、インターネット、
店頭表示等によって
生産情報を知ることが
できます。